

妊娠したとき



○妊娠したとき

妊娠したときは、各保健福祉センター、市役所（本庁）へ妊娠届出書を提出します。妊娠届出書を出すと、「母子健康手帳」がもらえます。

同時に妊婦健康診査・産婦健康診査・妊婦歯科検診費用助成の申請をすることで、妊婦健診・産婦健診の受診助成券と妊婦歯科検診の受診券がもらえます。また、出産応援給付金の申請もできます。

※給付金の支給には妊婦との面談が必要です。

【持ち物】

- ・マイナンバーカード（ない場合は、マイナンバーを証明する書類と本人確認書類）
- ・口座番号の分るもの

問い合わせ先 西宮市保健所 地域保健課 0798-35-3302

○母子健康手帳

お母さんやお子さんの健康診査結果や、お子さんの成長について記録したり、健康診査や予防接種など、いろいろな保健サービスを案内するためにつくられたものです。

英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、インドネシア語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語版を希望される場合は、後日地域保健課より郵送されます。

問い合わせ先 西宮市保健所 地域保健課 0798-35-3302



○妊娠中の相談・保健指導・健康診査

・西宮市保健所では、初めて妊娠した人や、パートナーのために「母親学級」や「育児セミナー」を開催しています。ここでは、保健師、助産師などから妊娠、出産、育児までの日常必要な知識や技術などについて教えてもらうことができます。

- ・必要な方には、保健師・助産師などの家庭訪問・面接・電話などによる相談や助言が受けられます。

問い合わせ先 西宮市保健所 地域保健課 0798-35-3310

- ・育児セミナーについて 鳴尾保健福祉センター 0798-42-6630

- ・「母と子の健康」 「11-1」を参照

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。